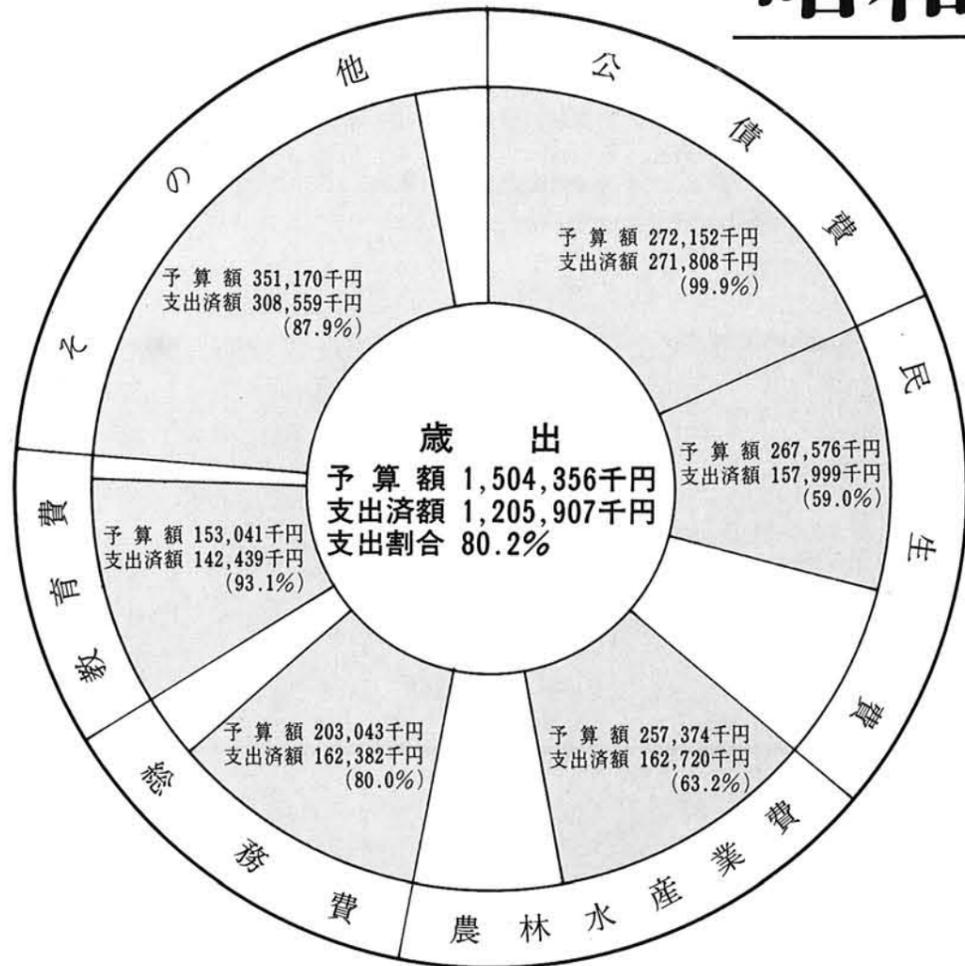


昭和60年度 予算執行状況

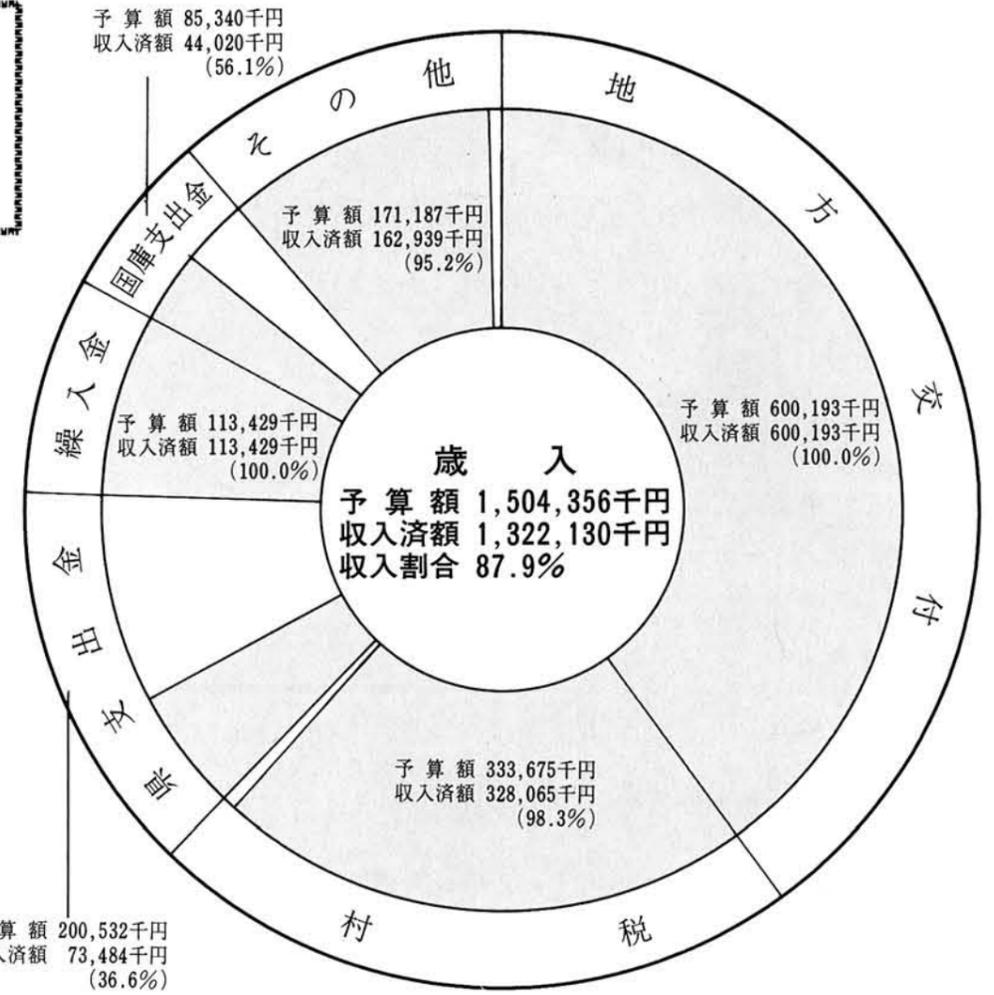


和島村「財政事情条例」の定めるところにより、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までの和島村の財政事情をお知らせいたします。

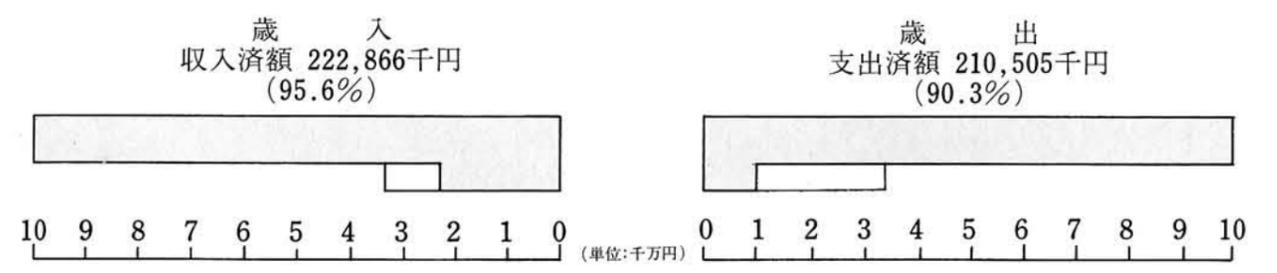
和島村長 清野 精合

和島村「財政事情条例」の定めるところにより、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までの和島村の財政事情をお知らせいたします。

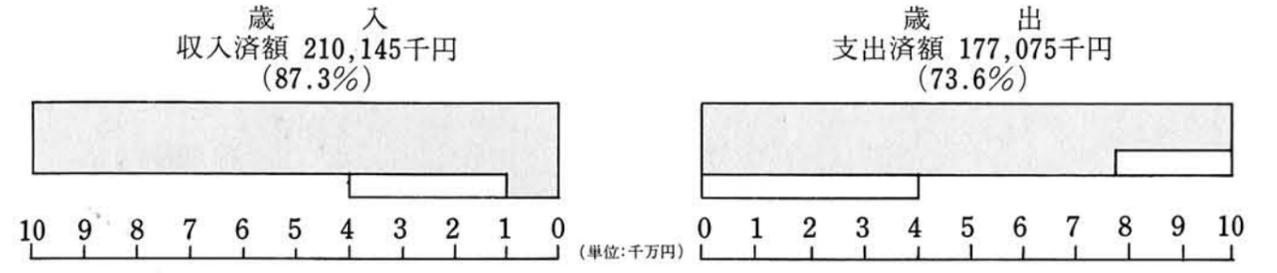
和島村長 清野 精合



老人保健特別会計 (予算額 233,016千円)



国民健康保険特別会計 (予算額 240,587千円)





成人の仲間入りです。

輪の友情を広げよう

読者リレー

われら仲間シリーズ(36)
今、思うこと
菊地 勝則さん(北野)

三年続きの豪雪もようやく消え、桜前線も去り、日ごとに暖かさを増してきた今日このごろ、山の緑も一段と濃さを深めてきました。

私も、社会人になって、早いもので、今年で三年目になります。私なりに仕事に馴れようと努力し夢中で走ってきたような気がいたします。

そんな私が今年はいよいよ成人の仲間入りです。

二十歳といえば、社会ではもう立派な一人前に扱われます。世間知らずで、わがままばかりしてきた私ですが、これを期に少しでも自分自身を成長させようと努力したいと思えます。

また、自分の住んでいる「和島村」を良く理解したく、そのために、地域活動に積極的に参加して、そういった事を通して少しでも沢山の村の人々と交流を深め、お互いに、悩み、問題など、さまざまに交わり合おう事が出来たなら、きっと今現在の、そしてこれからの私自身の生活にも、楽しさや喜びも増して来るのではないかと感じています。

そして、これからも、人々との触れ合いを大切にして、一日、一日を、精一杯過ごして行きたいと思えます。

次は根小屋の栗林仁さんを紹介いたします。

☆ ワシマ ☆

特産品

しいたけの乾燥

三島郡北部森林組合



収穫したばかりの生しいたけを四角の金あみの上に並べ乾燥機の中に入れる。乾き具合により異なるが最初は四〇℃で、徐々に温度を上げ、仕上げは六〇℃まで上げる。約十八〜二十四時間かけて乾燥すると色もよく形の良いものが誕生します。

— 四月二十二日 —

今年もがんばろう

待ちかねた高齢者スポーツ教室の開講式が四月十八日(金)、総合福祉センターにおいて行われました。今年の受講生は五十名で毎月

八のつく日を学習日と定めスタートしました。この日は、開講式のと全員外に出てゲートボールをして軽く汗を流しました。



止まります 待ちます 車のきれまで!

☆ スポット ☆



野球連盟開幕式

五月十一日(日)、村の野球連盟の開幕式が十一チームの参加をえて野球場で行われました。当日は、低くたれた雲を気にしながら村長の始球式のあと、

レッドアロー対トレインズの試合から野球場・運動広場の二会場に分かれてリーグ戦の幕がスタートしました。

トリムハイキング

五月晴れの十八日(日)、今年で五回目を迎えたトリムハイキングが七十三家族、百六十名の参加をえて実施されました。当日は、公民館長のあいさつ、体育指導委員長の注意を聴き、七班に分かれ九時に福祉センター前を出発しました。途中、良寛堂前、中学校の裏、寺泊町の山田へと通ずる約七キロメートルのコースを歩き十時三〇分には全員元気に落水海岸に到着しました。



海洋性スポーツ始まる!

五月十八日(日)、B&Gワシマ海洋クラブの子ども達の県大会に備えての練習が水もまだ冷めたい中、行われました。県大会は、カヌー、ローボート、OPヨットの各競技に県下九海洋クラブが参加して六月二十九日(日)、落



水海岸で行われる予定です。昨年以上の成績を期待します。

篤志に感謝

のりわクラブ(代表菊地政明氏)より社会福祉に役立てて欲しいと二万円の寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

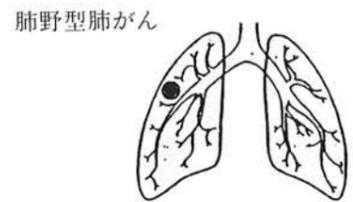
税金は豊かな明日へと続く道

お知らせ広場

肺がんの種類



肺門型肺がん
(タバコなどに関係する)
喀たん検査でみつけやすい



肺野型肺がん
レントゲン検査でみつけやすい

一般検診・結核検診と同時に
「肺がん」検診実施

和島村のがんのトップは胃がんです。肺がんも、この五年間に一・三倍と増えるけいす。この増加にストツプをかけようと、六月五日・六日実施の一般検診時に肺がん検診を実施します。

検診内容
レントゲン撮影
四十歳以上全員

六月五日・六日、和島村勤労福祉センター、(体育館)で実施しますので、忘れずに受診下さい。

喀たん検診
五十歳以上で次に該当する人
① 一日のタバコ喫煙本数×喫煙年数、(喫煙系数)が六〇〇以上の人
② 咳や痰、胸痛が続いている人、血痰の出る人
③ 重クロム酸、石綿等を扱う業務、鉱業に従事したことのある人

事業所統計調査

7月1日現在で実施

調査にご協力を!

国の最も基本的な統計調査の一つである「事業所統計調査」が7月1日現在で、全国いっせいに終わります。

この調査は、わが国の経済活動の基礎である事業所の実態を全国および地域別に明らかにすることが目的です。調査の結果は、国・地方公共団体が行う経済計画、地域開発計画、都市計画などの諸施策や、民間における事業計画の基礎資料として広く利用されます。

調査の対象は、農林漁家を除くすべての事業所で、会社、工場、商店、病院、学校、国鉄・私鉄、ホテル・旅館のほか、官公庁や神社・仏閣なども対象となります。

今回の調査では、全国で約700万の事業所が見込まれています。

この調査は、次の3種類に分けて行われます。

〔甲調査〕民間経営のすべての事業所が対象となります。調査事項は、事業所の名称、所在地、経営組織、事業の種類、従業者数など8項目ですが、会社組織の事業所の場合はこの外に資本金額など6項目が加えられます。

〔乙調査〕サービス業のうち、物品賃貸業(レンタカー業、貸しポート業など)、ホテル・旅館、クリーニング・理容・浴場業、映画業、娯楽業、駐車場業、自動車整備業、修理業、写真業、結婚式

場などの対個人サービス業を対象に、その名称、現金給与支給額、最近の1年間の総売上高について調査します。なお、乙調査は、一部の事業所を選定した標本調査により行います。

〔丙調査〕国、地方公共団体および日本国有鉄道の事業所を対象に、その名称、所在地、事業の種類、職員数について調査します。

なお、調査の方法ですが、「甲調査」と「乙調査」は都道府県知事から任命された調査員が、6月下旬から事業所を訪問して調査票への記入を依頼し、その後回収にまわります。場合によっては、調査員が、直接聞き取り調査をすることもあります。

今回の調査は、前回調査から5年目に行われるものであり、この間に産業構造なども相当変化しており、その実態を明らかにするものとして、調査結果が待ち望まれています。

★調査員は次の方々です。協力をお願いします。

駅前 小熊 光雄	駅前 宮田 増男
村田 矢沢 健一	中央 早川 国彦
下町下 白倉 敏彦	北野 池田 二郎

調査にご協力を



犯罪捜査にご協力を!

- ◎事件の発生を知ったときはすぐ『110番』/ 110番通報により直ちに警察官が現場に急行するとともに、緊急配備等が行われます。また、通報が早ければ早いほど犯人を捕まえる率も高くなります。
- ◎被害にあった時は、必ず届出を/ 被害が少なかったとか、面倒だからとか、仕返しが怖いからなどといって被害の届出をしない人がいますが、犯人を増長させることとなります。
- ◎犯罪について知っている時は、積極的に通報を/ いつでも、どこでも光っている皆さんの「目」と「耳」を、是非犯罪捜査にお貸しください。
- ◎『聞き込み』にご協力を/ 警察では、協力をいただいた方にご迷惑をかけるため十分な配慮をしています。どうか積極的にご協力をお願いいたします。与板警察署

6月の心配ごと相談

日 時…5日、16日、25日
午前9時から午後3時まで

場 所…福祉センター老人室

内 容…生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金相談・身障相談・職業相談・その他なんでも

人権擁護委員制度をご存じですか 特設人権相談所開設のお知らせ

六月一日は人権相談委員法が施行された日です。全国の人権擁護委員はこの日を「人権擁護の日」と定め皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせております。

生活がおかされてお困りの方は相談においでください。相談は無料で秘密はかたく守られます。

六月二十五日(水)
午前10時から午後三時まで
福祉センター
法務局係官
池田一雄委員(北野)
佐藤美根委員(村田)

にせ税務職員にご注意を

最近、「新設法人の税務指導に来た。」「税務署の方から来た。」などの話し方で、税務署員と思わせて税務関係の出版物を売り付けたり、入金会費や研修会費あるいは購読料を要求する悪質な出版社のセールスマンが横行しています。

税務署では、出版物の訪問販売は行っていませんし、税務署員が納税者のお宅や会社に向う場合は必ず身分証明書を持っています。

「おかしいな?」と思ったらまずお近くの税務署へ問い合わせてください。

おかあさん わすれちゃダメよ!

——保健衛生行事——(6月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
6	5	木	一般健康診査	40歳~69歳までの方	午前8時30分~11時	福祉センター
	6	金			午後1時~3時	
6	10	火	乳 児 検 診	S60年6月、7月、10月、11月 S61年2月、3月生まれ乳児	午後1時~3時	〃
6	11	水	ツベルクリン	S60年2月~S61年1月生まれ者 S60年度疑陽性だった者	午後1時30分~2時受付	〃
6	12	木	糖 尿 病 検 診	尿に糖が出た人	午前8時15分~30分受付	〃
6	13	金	ツ 反 判 定 種 B C G 接	ツベルクリン受診者	午後1時30分~2時受付	〃
6	18	水	リハビリ訓練	希望者	午前10時~4時	〃
6	20	金	母 親 学 級	妊娠前期	午後1時~午後4時	〃
6	26	木	糖尿病結果指導会	糖検診受診者	午前9時~午後3時	〃



すべての期間が引き継がれます

旧年金制度 → 新しい年金制度

新しい年金制度が実施されたことにより、旧年金制度に加入していた期間は、次のように、新しい年金制度に加入していた期間となります。

- 昭和三十六年四月から、昭和六十一年三月までの間に、国民年金に加入していた期間は、第一号被保険者として加入し

旧法の加入期間

新しい年金制度が実施されたことにより、旧年金制度に加入していた期間は、次のように、新しい年金制度に加入していた期間となります。

●厚生年金・船員保険・共済年金に加入した、昭和三十六年四月から、昭和六十一年三月までの、二十歳以上六十歳未満の期間は、第二号被保険者として、国民年金にも加入した期間となります。

加入期間は月単位

年金の加入期間は、月が単位となっており、加入した月から加入しなくなった月の前月までを、加入期間として計算します。たとえば、加入した日が月の

初日でも末日でも、その月は1カ月の加入となります。また、加入しなくなった日が月の初日でも末日でも、その月は加入期間とはなりません。

四月から実施された新しい年金制度は、三月まで実施されていた年金制度(旧年金制度)の加入期間を、そっくり引き継ぐばかりでなく、カラ期間(合算対象期間)も拡大されました。

合算対象期間

次の期間は、合算対象期間(カラ期間)として、老齢基礎年金の受給資格期間となります。ただし、合算対象期間は、資格期間としてみるだけで、年金額を計算するときの期間(保険料を納めた期間、免除をうけた期間等)にはなりません。

- 昭和三十六年三月以前) 厚生年金・船員保険・共済年金・旧令共済組合に加入していた期間
- この場合、厚生年金は、昭和三十六年四月以後に年金制度に、共済年金は、昭和三十六年四月以後も引き続いて、加入していなければなりません。
- 昭和三十六年四月から昭和六十一年三月まで(二十歳以上六十歳未満)
- ①厚生年金・船員保険・共済年金に加入していた人の配偶者で、国民年金に加入しなかった期間
- ②厚生年金・船員保険・共済年金に加入した、二十歳未満と六十歳以後の期間
- ③国民年金以外の老齢・退職年金を受給した期間(資格がある人)とその配偶者期間
- ④障害年金を受給した期間とその配偶者期間
- ⑤遺族年金を受給した期間
- ⑥共済年金の退職一時金の計算基礎となった期間
- ⑦国民年金の任意脱退の承認をうけ加入しなかった期間
- (昭和三十六年四月以後(二十歳以上六十歳未満))
- ①学生で国民年金に加入しなかった期間
- ②日本人が外国に住んだ期間(昭和六十一年四月以後は、二十歳以上六十五歳未満)
- ③脱退手当金を受給した期間(この場合、昭和六十一年四月以後六十五歳になるまでに、国民年金の保険料を納めた期間か、免除をうけた期間がなければなりません)

運転が示す あなたの手柄

一人目のお子さんから受け取れます
児童手当法の改正(六月一日から)

児童手当法が、六月一日から変わります。いままでの法律では、三人以上のお子さんを育てている家庭に、児童手当が支給されましたが、今回の改正で、二人目のお子さんからも支給されることになりました。

第二子には 月額二千五百円

昭和六十一年六月一日現在、十八歳未満のお子さんを二人育てている家庭が、対象になります。ただし、二人目のお子さんは昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童に限られ、対象となる家庭には、月額二千五百円の児童手当が支給されます。対象となる児童をおもちの家庭は、六月三十日までに役場で申請してください。

▼申請に必要なもの
①印鑑②保護者が加入している

増額分の申請を

三人以上のお子さんを育て、現在児童手当を受給している家庭で、二人目のお子さんが新制度の対象(昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童)となる場合は、新たに申請をする必要があります。一人あたり月額二千五百円の手当が増額されます。なお、第三子以上のお子さんについては今までどおり、一人あたり月額五千円が支給されます。申請は、役場で行ってください。その際印鑑が必要です。

対象児童の年齢 三年間で 段階的に修正

新制度では、三年後に対象児童の基準を就学前に統一し、より多くの家庭に児童手当を支給



できる体制をとりました。支給額は変わりませんが、支給期間が変わりますのでご注意ください。

- ★1年目 (昭和61年6月1日~62年3月31日まで)
昭和61年6月1日現在で、2人目のお子さんは2歳未満、3人目のお子さんは中学卒業までを対象児童とします。
- ★2年目 (昭和62年4月1日~63年3月31日まで)
昭和62年4月1日現在で、2人目のお子さんは4歳未満、3人目のお子さんは小学3年生までを対象児童とします。
- ★3年目 (昭和63年4月1日以降)
2人目のお子さんも3人目のお子さんも、就学前までを対象児童とします。

児童手当

一、児童手当支払いについて
六月十日は、児童手当の支払日です。指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。
支給期間 昭和六十一年二月分から昭和六十一年五月分まで

支給額 支給対象児童一人につき月額五千円(村民税の課税が均等割以下の方は、七千円)です。特別給付該当者は、支給対象児童一人につき月額五千円です。
二、児童手当等現況届について
受給者の方は、毎年六月一日から三十日までに、児童手当等現況届を役場に提出することになっております。この届は、受給者の前年の所得、養育、加入年金などの状況を六月一日現在で確認するための届です。この届を提出しないと引き続いて受給資格があっても六月分以後の支払いを受けることができなくなります。受給者宛に現況届の用紙を送付しますので期限まで役場住民課へ提出して下さい。

くらしの中の 省エネルギー